

平成28年度事業報告書

第1 事業活動の本旨

(公財)福岡県暴力追放運動推進センター(以下「センター」)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」)第2条第6号に規定する「暴力団員」による不当な行為を予防することを目的として、センター定款(以下「定款」)第4条第1項各号に規定する事業活動(以下「活動」)を、福岡県内(以下「県内」)において行うものである。

第2 県内における暴力団情勢の概要

センターの各事業活動を効果的に推進するには、変動する暴力団情勢(以下「情勢」)に敏感でなければならない。

「情勢」を迅速かつ的確に把握するには、警察をはじめ関係機関団体等と連携を密にするとともに、情報化時代におけるあらゆる媒体を活用した広範かつ重層的な情報の入手が肝要である。

効果的な暴力団排除活動を推進するためのその第1歩は、センターを取り巻く「環境認識」(情勢把握)から始まる。

1 暴力団の勢力

平成28年12月末における暴力団勢力は、以下のとおりである。

	五代目工藤會	道仁會	三代目福博会	太州會	浪川會
構成員等	660人	460人	220人	190人	220人
合計	1,750人				

県内には福岡県公安委員会が指定する上記暴力団のほか、山口組等を始めとする他の都道府県公安委員会が指定する暴力団の傘下組織が存在する。

これらに所属する構成員等は概ね490人と見込まれ、合計すると県内の構成員等の全勢力は2,240人となる。

なお、前年(2,400人)の勢力と比較して160人の減少である。

2 県内暴力団の動向

県内の主な指定暴力団の動向は、以下のとおりである。

県警察が推進する暴力団対策は、平成26年9月の工藤會に対する「頂上作戦」を契機として著しい進展を見せている。

その進展効果は工藤會のみならず、他の暴力団組織にも波及し、その蠢動を封じ込め

ている。

しかし、県民の暴力団に対する不安要因が完全に払拭されているわけではなく、利権の拡大等に起因する対立抗争など暴力団の存在そのものが常に一触即発の危険性を孕んでいる。

例えば昨年7月、福岡市内の繁華街で六代目山口組傘下組織と浪川会傘下組織の間で暴力事件が発生している。

これについては、幸い県警察の迅速な対応で事なきを得たが、発生当初は対立抗争に発展することも危惧された事案である。

その他、六代目山口組の分裂に伴う神戸山口組との対立抗争も膠着状態にある。

特に、本県においては、平成28年1月、福岡市中央区内にあった六代目山口組一道会本部事務所に火炎瓶が投てきされる事案が発生した。

本事案の発生を契機として県民の暴力団排除機運が更に盛り上がりを見せ、同年8月の地域住民による一連の組事務所撤去運動へと繋がった。

なお、六代目山口組及び神戸山口組においても双方が勢力の拡大を目的として他団体の自陣営への取り込みを強めるなど、抗争終結には程遠い状況にある。

福岡県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）としては、これらの暴力団情勢に対応するため、以下の事業活動を推進した。

第3 各種事業活動の推進結果

1 公1 事業関係

(1) 広報活動（暴力団排除意識の啓発高揚）

本活動は、法第32条の3第2項第1号の規定を受け、定款第4条第1項第1号に規定する、センターの基幹活動のひとつである。

本年度は、通常の活動として

- センター機関誌「県民の絆」の定期刊行（年度内2回）、「民暴特別相談日」（毎月第1及び第3水曜日）や「暴力団被害集中相談日」（年度内2回）等の開設の周知等を目的としたチラシ、ポスター等の作成・配付等、その他暴力団排除に係わる啓発資料等の作成・配付等
 - 企業等の暴力団排除研修等に積極的に参加して、「情勢」説明や啓発講話等を行うなど、いわゆる「出前方式」の広報活動を展開
 - 平成28年11月22日、福岡市中央区所在のアクロス福岡で「第25回暴力追放福岡県民大会」を開催し、県民約1,200人が参加
 - 上記大会の開催に合わせ、暴力団排除活動功労者（団体及び個人）や広報用ポスターコンクール最優秀等受賞者に対する表彰状等を授与
- するなど、県民の暴力団排除に関する知識の普及と暴力団排除意識（機運）の高揚

に努めた。

更に、県内の暴力団情勢に呼応した特別な活動としては、

- 暴力団から少年を守る活動の一環として CM 動画を制作し、平成 28 年 3 月 19 日から約 1 ヶ月間、民放テレビ 5 局を使用して放映
- 暴力団の離脱就労を啓発するための動画を作成し、ホームページに掲載するなど、積極的な広報活動の推進に努めた。

(2) 少年指導

本活動は、法第 32 条の 3 第 2 項第 10 号の規定を受け、定款第 4 条第 1 項第 10 号に規定する活動である。

同活動の本旨は、同項第 4 号に規定する「少年に対する暴力団の影響を排除するための活動」である。センターにおいては、本年度も同活動を実効あるものとするため、県警少年課と連携して

- 「みんなで考えよう！少年非行・犯罪被害防止」と題する、少年非行防止並びに暴力団排除関連の広報啓発資料を作成・配付
 - 「少年指導委員研修会」開催に伴う協力支援
- を行った。

更に、同活動の重要性を社会の各層に浸透させることを目的として

- 「地域で暴力団から少年を守る」ことをテーマとしたテレビ CM（15 秒間）を制作し、平成 28 年 3 月 19 日から約 1 ヶ月間、民放テレビ 5 局を使用した啓発動画を放映
 - 第 25 回福岡県暴力追放県民大会で、少年の非行原因等調査研究を行っている内山絢子氏を講師として招聘し「少年はなぜ、暴力団に加入するのか」と題した講演を開催
- するなど、積極的な少年指導活動の推進に努めた。

(3) 調査研究活動

本活動は、センターが行う暴力団排除活動を迅速かつ効果的に推進することを目的として、定款第 4 条第 1 項 12 号に規定する活動である。

同活動の対象は「情勢」はもとより、暴力団排除に関連する法令や各種施策等に至るまで多岐に及んでおり、また、暴力団排除活動を効果的に推進するには、実行力の背景となる法的な専門知識が要求される。

センターにおいても当該調査研究活動に資するため、県警及び福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士（以下「民暴弁護士」）等との連携強化に努めた。

具体的活動としては、

- 平成 28 年 7 月 7 日「平成 28 年度九州ブロック暴力追放運動推進センター

連絡協議会定例会」に出席

- 平成28年9月2日 全国暴力追放運動推進センター主催の「専務理事・事務局長研修会」に出席
- 平成28年11月7日 県警及び民暴弁護士等と協働して「民暴研究会」を開催
- 平成29年2月12日 九州弁護士会連合会民事介入暴力対策委員会主催の「平成28年度九州ブロック民暴研究会」に出席

するなど、暴力団排除活動に必要な専門的知識の修得と広範な情報収集に努めた。

(4) 監視活動

本活動は、定款第4条第1項第11号に規定された活動である。

同活動の目的は、地域、職域等において民間人の立場、目線で暴力団の動向等を監視したり、情報を収集することにより、地域等における暴力団排除活動を恒常的に推進、展開していこうとするものである。

現在、センターでは所轄の警察署長から推薦を受けた53名を「暴力監視員」（以下「監視員」）として委嘱している。

「監視員」に対しては、年度内に1回「暴力監視員研修会」を開催して、県内の暴力団情勢等に関する教養等を実施している。

本年度は2月17日、県警組織犯罪対策課と協働して同「研修会」を開催し、「監視員」としての自覚と問題意識の高さを再認識するとともに、同活動が有効に機能していることを確認した。

2 公2 事業関係

(1) 相談活動

本活動は、法第32条の3第2項第3号の規定を受け、定款第4条第1項第3号に規定するセンターの基幹活動のひとつである。

ア 受理状況

同活動は、その時々「情勢」等を反映して受理件数も増減する傾向にある。本年度の受理件数は下表のとおりであるが、昨年度（総受理件数1,605件）と比較して40件の増加である。

受理件数が増加した理由は、「属性」に係わる相談の増加によるもので、各種企業が顧客との取引等において、「暴力団との取引をしない・させない」という暴力団排除意識の高揚による結果と推認される。

イ 受理体制

センターにおける日常の相談受理対応は、センター職員等4名を「暴力追放相談委員」（法第32条の3第1項第2号）として委嘱し、これに備えている。

加えて、法的専門性を充実させるため、民暴弁護士や保護司等を非常勤相談委員に委嘱し、万全の体制確保に努めている。

その他、多様な相談需要に対応するため民暴弁護士等と協働して

- 毎月第1及び第3水曜日に「民暴特別相談日」を開設するとともに、県警、民暴弁護士、福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市等と協働して
- 4月16日(土)及び10月15日(土)に「暴力団被害集中相談日」を開設し、懇切、丁寧な相談活動に努めた。

ウ 処理状況

平成28年度中の相談処理状況は、下表のとおりである。

日常相談活動・民暴特別相談日・暴力被害集中相談日における処理状況(平成29年3月末現在)

相談内容	受理件数	解決	警察・弁護士等引継
暴対法9条各号の行為に係わる相談	32	28	4
縄張に係わる禁止行為に関する相談	0	0	0
準暴力的要求行為の要求等に係わる相談	0	0	0
勧誘・加入強要に係わる相談	0	0	0
離脱・就労等に係わる相談	28	28	0
暴力団事務所等に係わる相談	3	3	0
使用差止請求関係相談	1	1	0
民事訴訟に係わる相談	9	9	0
上記分類に該当しない相談	22	22	0
センター事業に関する相談	1538	1536	2
その他の暴力関係相談	12	12	0
合計	1645	1639	6

(2) 少年対策

本活動は、法第32条の3第2項第4号の規定を受け、定款第4条第1項第4号に規定する活動である。

同活動の本旨は、「少年に対する暴力団の影響を排除」することであり、その具体的な推進方策は、少年を「暴力団組織に加入させないこと」、そして「暴力団の被害から守る」ことである。

少年は心身ともに未成熟であることから、社会的な見守りと保護が必要とされ、センターにおいても、県警少年課をはじめとする関係機関団体等と緊密な連携を図り、同活動を強力に推進した。

具体的には、

- 少年の非行防止と暴力団排除活動に資するための小冊子の作成・配付
- 県内の公・私立の高校等に対する暴力団排除啓発ポスターの制作とコンクールへの出展要請
- 少年指導委員研修や企業主催の暴力団排除のための研修会で講話
- 「地域で暴力団から少年を守る」ことをテーマとした、テレビCMを制作して放映
- 第25回暴力追放福岡県民大会における「少年を暴力団に加入させない」ことをテーマとした講演

などを行い、積極的かつ広範な少年対策活動に努めた。

(3) 離脱者就労支援

本活動は、法第32条の3第2項第5号の規定を受け、定款第4条第1項第5号に規定する活動である。

当該活動は、これまでセンターが定める「暴力団離脱者援助活動規程」に基づき、対応してきたところであるが、暴力団離脱者の急増等の現状を踏まえ、平成28年1月に、就労先である雇用事業者を募り運営管理するための「協賛企業規程」を設け、更に、同年4月1日に、就労先を拡大し就労先の促進を図るための「離脱者雇用給付金等支給規程」離脱者による業務上の損害を保証した「身元保証制度規程」を設けて、離脱者援助活動から就労支援に大きくシフトした活動に移行した。

そこで、センターとしては、当該活動の専従として県警から警察官（警部）を総務課長として受け入れ、暴力団の離脱就労支援の推進に努めた。

また、平成29年1月24日、県警、センターのほか、福岡中央公共職業安定所、福岡刑務所、福岡県就労支援事業者機構など14の行政機関や団体等から構成され、暴力団員が善良な社会の一員として更生するための離脱就労支援を効果的に行い、安全安心な地域社会づくりに寄与することを目的とした「福岡県暴力団離脱・就労対策連絡会」を開催し、離脱者の社会復帰を容易にするための環境整備を推進した。

なお、離脱就労支援の処理状況等（平成29年3月31日現在）は以下のとおりである。

- 協賛企業 250事業者
- 離脱者雇用給付金支給事業者 14事業者
- 身元保証制度 適用なし
- 暴力団離脱者援助費 支給なし

3 公3事業関係

(1) 暴力団事務所使用差止請求関係業務

本活動は、法第32条の3第2項第6号の規定に基づき、定款第4条第1項第6号に

規定する活動である。

同活動は平成25年1月の法改正等により、平成25年度からセンターの新たな事業として加わり、同法の改正がもたらした最大の利点は、暴力団事務所使用差止請求訴訟（以下「訴訟」）を提起しようとする当事者の精神的、経済的負担の軽減である。

「人格権」の侵害を理由とする同訴訟では、暴力団事務所周辺に居住等する住民等が訴訟の当事者となる。

その当事者は、公判廷等において直接、暴力団と対峙しなければならない場面もあり、かつ、訴訟費用の捻出にも困難が伴うなど、当事者の精神的、経済的負担も大きく、訴訟の提起を阻害する要因ともなっていた。

しかし、先の法改正により、住民等からセンターに対し、訴訟の委託がなされた場合、センターが住民等の「代理」として当該訴訟の当事者として訴訟を提起し、訴訟費用に関しても本県の補助金から支出可能となるなど、従前と比較して画期的な制度である。

本年度は、暴力団六代目山口組分列に伴い、平成28年1月9日、六代目山口組一道会本部事務所に火炎瓶投てき事件が発生し、小学校の通学路変更や付近住民の人格権が侵害される状況となった。

そこで、県警及び同住民と協議を重ね、自治協議会を中心とした住民から委託書を受理し、センターが住民の代理として訴訟の提起を行った。

同訴訟は、全国で初めて裁判所より仮処分命令の決定がなされ、一道会側が、同年10月に組事務所の解体工事を行い同所が更地となり、本仮処分の対象（組事務所）が実質消滅したため、仮処分の申し立てを取り下げ、住民に対し、本訴訟の結果報告を行った。

本訴訟は、新聞・テレビ等マスコミに取り上げられ耳目をひく訴訟であったが、今後も県民に対し、同制度の周知徹底と活用を図るための広報活動を行い、暴力団事務所の撤去活動の推進に努める。

(2) 暴力団排除組織に対する援助活動

本活動は、法第32条の3第2項第2号の規定に基づき、定款第4条第1項第2号に規定する活動である。

県警による工藤會に対する「頂上作戦」の奏功により、県民の暴力団排除機運は、かつてないほどの高まりをみせているため、センターとしては、地域、職域における暴力団排除活動の中核である民間暴力団排除組織に対し、広範な支援活動を行った。

具体的には、六代目山口組一道会事務所の撤去活動を行っている地域住民及び自治協議会に対し、「暴力団排除活動支援金支給規程」に基づく支援金の支給を行うとともに、各自治体或いは企業等主催による暴力団排除関連のイベント、或いは研修等の開催に際し、センターの役職員等を講師として派遣したり、横断幕、プラカード等の資器材の貸与、その他チラシ、ポスター等の啓発資料等を提供し、暴力団排除機運の高揚と暴

力団排除活動の活性化に努めた。

(3) 不当要求防止責任者講習

本活動は、法第32条の3第2項第7号の規定に基づき、定款第4条第1項第7号に規定する活動である。当該講習は、県警組織犯罪対策課が所管し、本県公安委員会がセンターに委託する事業である。

本年度は、同講習を計30回実施し、合計2,207事業者（下表「平成28年度・不当要求防止責任者講習業種別受講事業者」参照）が受講した。

また、同講習の受講人員については、本来の「不当要求防止責任者」のほか、代理人、オブザーバー等を含め2,218人が参加受講した。

なお、昨年度の受講事業者は2,206事業者、受講人員は2,221人であり、本年度も事業者、人員ともほぼ横ばいであった。

今後も企業等に対し、同講習の積極的な受講を働きかけるとともに、講習内容の充実に努める。

平成28年度・不当要求防止責任者講習業種別受講事業者

業種	電気・運輸	金融・保険	建設・不動産	製造・卸・小売	旅館・サービス	農林・漁業	その他（公務所等）
事業者数	150	336	390	365	514	42	410
合計	2,207						

(4) 不当要求情報管理機関援助事業

本活動は、法第32条の3第2項第8号の規定に基づき、定款第4条第1項第8号に規定する活動である。

センターにおいては、法定の「不当要求情報管理機関」である（公財）モーターボート競走保安協会、（公財）競馬保安協会、日本証券業協会に加え、県警組織犯罪対策課と協働して年度内に1回、「不当要求情報管理機関連絡会議」を開催している。

本年度においては、2月2日に同会議を開催し、県警による「情勢」等の説明を受けた後、出席者間で積極的な質疑や情報の交換等を行うなど、メンバー間の連携強化と本援助事業の活性化に努めた。

(5) 被害者救援活動

本活動は、法第32条の3第2項第9号の規定に基づき、定款第4条第1項第9号に規定する活動である。

センターにおいては、同活動を具体的に推進するため「被害者等救援資金貸付規程」及び「見舞金支給規程」等を整備しているところである。

本年度においては、平成24年4月に発生した元警察官に対する殺人未遂事件被害者に対し、同人の被害程度に応じた見舞金を支給した。

この事件は、被害者が工藤會組員とみられる男からけん銃による襲撃を受け、重傷を負った事件であり、平成27年7月に犯人が逮捕され、暴力団犯罪であることが明白になったものである。

今後も、各種事件において被疑者が暴力団員であることが明白となれば、被害者を救援するために、同見舞金の支給について迅速かつ積極的な運用に努める。

第4 賛助会加入勧奨活動

賛助会に関しては、定款第42条第1項に「法人の活動目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した法人、その他の団体又は個人を賛助会員とする。」と規定するとともに、「賛助会員規程」を整備して適切に運用しているところである。

賛助会員が納入する年間の賛助会費は、法人が3万円、個人が5千円である。当該会費収入は、基本財産の運用収益等とともにセンターの運営上、貴重な財源である。

そのためセンターにおいては、賛助会員の加入促進と継続的な会費の納入を確保するため、あらゆる活動を通じて本活動を実践するとともに、既会員に対しても小まめに相談に応じるなど、いわゆるアフターケアにも配慮しているところである。

具体的な勧奨活動としては、

- センターのホームページ、機関誌（県民の絆）、パンフレット等に会員募集の記事等を掲載

するとともに、

- 企業等の暴力団排除のための研修や自治体等主催の暴力団追放イベント等に
参加した際の加入勧奨

等を積極的に行った。

その結果、本年度も法人及び個人会員とも若干ではあるが、昨年度を上回る会員数となった。

なお、本年度及び昨年度末における賛助会員数については、下表のとおりである。

賛助会加入状況

区 分	平成27年度	平成28年度	増 減
法 人 会 員	546	560	+14
個 人 会 員	80	78	-2
特 別 会 員	140	139	-1
合 計	766	777	+11

第5 会議等の開催と派遣等

平成28年度におけるセンターが主催する会議、或いは地域・職域等が主催する暴追大会、及び暴力団排除研修等に対する支援（センター職員等の派遣、暴力団排除関連広報資料・資器材の供・貸与等）等の状況は、以下のとおりである。

1 理事会

- (1) 平成28年4月1日 みなし決議に関する理事会
 - 代表理事（専務理事）の選任について
- (2) 平成28年5月9日 平成28年度第1回理事会
 - 平成27年度事業報告について
 - 平成27年度収支決算について
 - 情報公開規程及び同規程の施行に関する要領の一部改正について
- (3) 平成28年5月24日 みなし決議に関する理事会
 - 代表理事（理事長）の選任について
 - 差止請求関係業務検討委員の選任について
- (4) 平成28年7月25日 みなし決議に関する理事会
 - 住民委託による指定暴力団事務所使用差止訴訟（代理訴訟）の受託について
 - 住民委託による指定暴力団事務所使用差止訴訟（代理訴訟）の受託手続に係わる追行弁護士への委託について
- (5) 平成29年3月17日 平成28年度第2回理事会
 - 資産安定積立預金の一部取り崩しについて
 - 平成29年度事業計画について
 - 平成29年度収支予算について
 - 嘱託職員規程の一部改正について
 - 事務局長の選任について
 - 相談委員の選任について
 - 差止請求関係業務検討委員の選任について
 - 定時評議員会の開催について

2 評議員会

- (1) 平成28年5月24日 平成28年度定時評議員会
 - 平成27年度収支決算報告について
 - 理事の辞任及び選任について
 - 理事の任期満了に伴う選任について
 - 監事の辞任及び選任について

3 センター主催会議及び大会等

- 平成28年11月7日 民暴研究会

- 平成28年11月22日 第25回暴力追放福岡県民大会
- 平成29年 2月 2日 不当要求情報管理機関連絡会議
- 平成29年 2月 3日 九州ブロック民暴研究会
- 平成29年 2月17日 暴力監視員研修会

4 自治体、企業等主催の暴力団排除関連の行事、研修、会議等

- 平成28年 4月13日 株式会社 NIPPON 社内暴追研修
- 平成28年 4月16日 早良・城南暴力団等排除推進協議会 総会
- 平成28年 4月21日 消費者相談連絡会 暴排研修
- 平成28年 5月10日 五洋建設 社内暴追研修
- 平成28年 5月14日 筑後地区暴力追放キャンペーン
- 平成28年 5月20日 (一社)福岡県損害保険代理業協会防犯対策協議会
- 平成28年 5月26日 西日本高速道路ファシリティーズ(株) 社内暴追研修
- 平成28年 5月27日 JA自動車損調担当審査員研修会
- 平成28年 6月 1日 久留米市暴力団壊滅市民総決起大会
- 平成28年 6月 9日 嘉麻市暴追大会
- 平成28年 6月10日 三菱電機(株) 社内暴追研修
- 平成28年 6月16日 暴力追放事業体等うきは地区協議会
- 平成28年 6月22日 福岡法務局柳川支局 局内暴排研修
- 平成28年 6月23日 飛島建設(株)九州支社 社内暴追研修
- 平成28年 6月29日 北九州市暴力追放推進会議
- 平成28年 6月30日 暴力団追放!地域決起会議(北九州地区)
- 平成28年 7月 2日 大牟田市暴力団追放市民総決起大会
- 平成28年 7月 6日 NEXCO 西日本高速道路 社内教養
- 平成28年 7月12日 田川地区風営協定期総会
- 平成28年 7月14日 田川地区歯科医師会暴排教養
- 平成28年 7月15日 福岡県銀行警察連絡協議会反社会勢力排除研修会
- 平成28年 7月15日 荏原製作所蔵田工業社内教養
- 平成28年 7月20日 (株)タカラ薬局社内教養
- 平成28年 7月20日 八女市行政対象暴力研修会
- 平成28年 7月21日 福岡県ホテル暴力団排除連絡協議会
- 平成28年 7月22日 宗像市役所行政対象暴力教養・事案対応要領等研修会
- 平成28年 7月23日 暴力追放・地域安全東区民大会
- 平成28年 7月25日 (株)富士ピー・エス 社内教養
- 平成28年 7月26日 福岡県ゴルフ場暴力団等排除・防犯連絡協議会総会
- 平成28年 7月27日 小倉南区福祉事務所における暴排教養

- 平成28年 7月29日 暴力団追放！地域決起会議（福岡地区）
- 平成28年 7月29日 NEXCO 西日本高速道路 安全会議総会
- 平成28年 8月 3日 福岡ヤフオク・福岡ソフトバンクホークス暴力団等排除連絡協議会
- 平成28年 8月10日 福岡県職員基本研修
- 平成28年 8月18日 北九州市民暴力追放総決起大会
- 平成28年 8月18日 筑後信用金庫暴排研修
- 平成28年 8月18日 早良・城南暴力団等排除推進協議会
- 平成28年 8月19日 三菱電機ビルテクノサービス暴排研修
- 平成28年 8月23日 西日本鉄道（株）総務広報部暴排教養
- 平成28年 8月24日 九州三菱自動車販売（株）暴排研修
- 平成28年 8月24日 （株）フォーレストホールディングス社内暴排研修
- 平成28年 9月 5日 （株）アートライフホールディングス暴排研修
- 平成28年 9月21日 （株）日本政策金融公庫暴排研修
- 平成28年 9月21日 福岡商工会議所会員及び関連企業への暴排教養
- 平成28年10月 3日 福岡・北九州高速道路公社暴排研修
- 平成28年10月 6日 福岡県行政対象暴力研修会
- 平成28年10月 6日 飯塚市暴力追放決起大会
- 平成28年10月 7日 熊川工業(株)安全大会
- 平成28年10月 9日 大川地区暴追大会
- 平成28年10月13日 春吉校区安全安心の日パレード
- 平成28年10月14日 八幡東区防犯・暴追大会
- 平成28年10月14日 福岡市医師会暴排連絡協議会
- 平成28年10月14日 日本たばこ産業（株）九州支社企業防衛研修
- 平成28年10月15日 早良・城南暴力団追放市民総決起大会
- 平成28年10月17日 暴力追放・薬物銃器密輸・金塊密輸防止キャンペーン
- 平成28年10月17日 （株）王将フード暴排研修
- 平成28年10月18日 太宰府市役所暴排研修
- 平成28年10月20日 暴力追放古賀市民会議
- 平成28年10月20日 宅建業協会暴排責任者講習
- 平成28年10月21日 筑前福岡農業共済組合暴排研修
- 平成28年10月21日 福岡県行政対象暴力研修会
- 平成28年10月23日 城南区片江校区暴追大会
- 平成28年10月26日 J A保険審査員研修会
- 平成28年10月26日 福岡高速道路工事暴力団等追放大会
- 平成28年10月27日 筑紫野市役所暴排研修
- 平成28年10月28日 直方市暴追大会

- 平成28年10月31日 柳川市暴迫大会
- 平成28年11月11日 九州地方整備局暴力追放連絡協議会総会
- 平成28年11月20日 糸田町暴力等追放町民大会
- 平成28年11月28日 暴力団追放！地域決起会議（筑豊地区）
- 平成28年11月29日 福岡銀行小郡支店 暴排研修
- 平成28年11月30日 NEXCO 西日本ファシリティーズ福岡営業所安全会議
- 平成28年12月 1日 久留米市暴迫大会
- 平成28年12月 2日 NEXCO 西日本ファシリティーズ福岡営業所安全会議
- 平成28年12月 3日 南区歳末防犯大会
- 平成28年12月13日 若松区暴力追放歳末防犯区民総決起大会
- 平成29年 1月 6日 NEXCO 西日本ファシリティーズ 暴排研修
- 平成29年 1月16日 折尾自治区連合会防犯部会 暴排研修
- 平成29年 1月21日 みやま・柳川暴迫大会
- 平成29年 1月22日 那珂川町安全安心まちづくり推進大会
- 平成29年 1月24日 暴力団離脱就労対策連絡会議定例会
- 平成29年 1月31日 安全安心あさくら住民総決起大会
- 平成29年 2月 3日 損害保険防犯連絡協議会（筑後部会）暴迫協議会
- 平成29年 2月 7日 （株）荏原製作所 暴排研修
- 平成29年 2月10日 かんぼ生命暴排研修
- 平成29年 2月11日 暴力団追放！地域決起会議（筑後地区）
- 平成29年 2月21日 福岡県タクシー協会暴迫協議会
- 平成29年 2月21日 福岡県銀行協会暴排研修
- 平成29年 3月24日 三軌建設（株）暴排研修

以上